

2013年 町長選ビラ 「名誉棄損」 「2千万円請求」裁判

名誉棄損に当たらず 野瀬氏敗訴の判決

6月12日、2013年の町長選挙をめぐって藤堂議員、木村議員が発行した官製談合疑惑を報じたチラシが「名誉棄損に当たる」ため謝罪広告・合計2千万円の請求を、と野瀬喜久男氏(原告)が訴えていた裁判の判決公判で、本多哲哉裁判官は「原告の請求をいずれも棄却する」と主文を読み上げました。

玉木昌美弁護士(藤堂議員、木村議員の代理人)は判決後、次のような解説をされました(概要・抜粋)。

「不起訴 = 潔白」にあらず

いたって常識的で良識ある、また法



甲良民報

2015年 6月 号外
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土 463 (西澤)
Tel：38-4949 Fax：38-2242

理論に沿った判決です。原告が不起訴処分イコール潔白・完全無罪という図式を基に訴えていることそのものに無理がありません。甲良町官製談合事件の不起訴処分は、検事が有罪判決に導く自信が無かっただけの話で「潔白」が証明された訳でもありません。

百条調査委員会で「官製談合を疑うに足りる合理的で十分な事実を突き付けていると判断できる。」調査結果が公表されている事実を根拠に、被告のチラシによって「社会的評価が低下する恐れが生じた」と直ちに認められることは困難」として原告の主張を退けたことも重要です。

さらに、町長という公職の候補者を選ぶ選挙で「表現の自由が最も厚く保護されるべき表現行為の一つ」として立候補者がどんな人格、経歴の持ち主かを有権者に提供する表現の自由を尊重したことも当然と言えば当然だが、貴重な判決です。

判決公判は建部議長、松元たけしさん、西澤議員が傍聴しました。

6月議会の最終日に「安全保障法制」に対する意見書が提出されます。

今問題になっている自衛隊を海外の戦争に「後方支援」の名のもとに参加させる法律の問題点が浮き彫りになり、「違憲立法」だとの批判が高まっています。甲良町でも「慎重審議」を求める意見書を可決できるよう、党派などのちがいを超えて共同しようと呼びかけています。

ともに「戦争アカン!!」の声をあげていこうではありませんか。

15日(月)9時開会
傍聴よろしく



「戦争アカン」の 意見書可決への 超えて一致・共同を 政党・立場の違いを

みなさんのお声・願いをお待ちしています。 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】